（逓信省認可）　（本號六面）　明治二十四年六月二日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千三百八號
明治廿四年六月二日　火曜日
舊暦辛卯四月廿六日　（巳、赤）
月出午前四時二十八分　入午後六時五十分
出午前一時三十八分　入午後一時十八分
箱潮午前零時三十五分　午後一時十五分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報の石版附錄　板垣伯の肖像

農に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲すべき板垣伯の肖像は本月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし本月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せス其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一日限	一日以上 七日以上
一行五號活字廿四字詰	六日迄	十日迄
一行ニ付	十二錢	十一錢　十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信せらるゝ方多きが如し爲めに今日迄で行違ひを生したる場合も寡から ず就て願ふは今後本社に記事論說を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

内閣の小更迭

過日總理大臣の更迭に引續き二三の内閣員にも變化ある可しとて世評區々なる折柄、偶々大津の事變出來して一般の耳目は全く此一點に集まり政治上の事は暫く顧慮を來したる姿ありしが其事も先づ以て無事に終を告げたれば又もや餘談を催ほしたるものと見え外務大臣の更迭を手始めとして昨日は内務司法文部の各大臣及び樞密院議長の地位に夫れ〳〵更任の沙汰あるに至れり前日來引續きの結果として怪しむに足らざる出來事なれども大津の事變以來世上には兎角の物議多くして或は内閣に幹職を勤告するなど政界の模樣何となく穩やからざる折柄、偶々更迭の沙汰ありたるが故に或は異樣の感を爲すものも少からざるが如しと雖も我輩の見を以てすれば大津の事變たる重大の出來事に相違なくして或は内閣を惱し來りたる段は恐れ多き次第なれども之が爲めに直接に現内閣の更迭を促すの理由は萬々これなきものと信ずるものなり如何とあれば彼暴行者の處爲は全く不慮の變にして天晃地異も同樣のものあれば其原因は政治にも非ず又人事にも非ずして直接に貴の歸する所ある可らず左れば之を其變に際して は帝室を始めとし奉り全國の人民も只管憂苦の情に堪へ ず唯誠意誠心を以て露國帝室の弔するに外なく種々に心を盡したる其甲斐空しからず幸に兩帝室間の御交際に加はりしが翌朝に至りたるものにて今日は全く事の結末を告げたるものと見做し好結果を見るに至りたるものなれば此上は之に抵抗せず速に海賊船の甲板を撤して吾々一同社會の平和を恢復し其他を擧げて本艦に凱旋し失ひし我水兵の手當を始めとし其遺族の扶助等に關しては政府の處置に一任し其遺跡を探檢するの必要なきは勿論なり

〇新任印度支那總督　佛國内閣にては熟議の上レーサン氏を印度支那の總督に任じたり氏は佛國セーヌ州撰出の下院議員なれば共全力を擧て新任の榮を全ふせんが爲め議員を辭するの決心なり氏は海陸軍の全權を委任せらるゝのみならず氏の許可を得ざれば政治の當局者は事を行ふに殊に不慮の變をも企つ可からず且つ大統領が直接に關係する官吏を除くの外都べての官吏を任免するの權を擔ひ氏の意ふ所に據れば氏は總督の任命を請求したるに非ざれども佛國政府が氏を擇任したる以上は全力を盡して同地を平穩ならしむるの事業を擧すべしと云へり氏は既に二度までも東京に遊びたるよしにて本年五月三十一日佛國を出發して赴任する筈なりしよし

〇本年新募の電田兵　電田兵司令部にては兼て試驗官を擧出して電田兵志願者の採用試驗を執行中ありしが最早各地方とも完了して合格者の人員も定まり且つ其配置すべき石狩國上川郡永山村并に空知郡滝川村の兵屋器具類も準備整頓したれば本月十日頃までには汽船數艘を雇入れ最寄の港より夫々新募兵并に家族を搭載して小樽へ直航せしむる都合なりと云ふ

〇縣制實施の期　高知縣に於ける縣制實施の期は本年九月の筈にて主務省へ上申せりと

〇製藥師試驗の及第者　本年第一回東京製藥師試驗は去月廿、廿一日の兩日學說引續き實業試驗を施日執行し及第せし諸氏は左の如し

醫	斧次郎	山口	語助
白鳥	雪松	水町	晃吉
水谷	稱吉	大瀧道之進	
坂井	晉治	大谷	源二
古賀	輝人	笹町	輝太
伊藤	誠次郎	黒部	鶴吉

本間	眞三郎	國口	鏡三郎
齋藤	基	古澤	茂吉
大島	和吉	小出	貫一
伊東	民五郎	松屋	義貫
森	淺次郎	板垣	悳

〇慣例史及議會史　貴族衆議兩院に於ては過般來第一期國會の慣例史及議會史を編纂中なりしが既に慣例史の部分丈は全く編纂を終り議會史は來る八月頃迄に調査濟と爲る都合なりと扨て右慣例史なる者は如何なる事柄を記述したる者ありやと云ふに例へば故三條公が薨去の折も議會は哀悼の禮を表するが爲め一日議事を休みたるが如く又議員の病死したるとき議會の決議を以て見舞狀を差立たるが如き類なれども又慶應六十七條中政府の同意を求むる云々に就て之を決議前に求むるよとに解釋を下したるが如く其他憲法議院法等の解釋にして總て議會に生じたる習慣を纒めたる者の由にて又議會史は議員の資格に就て資格審査委員が調査するに際し雙方の間に往復したる書類等を集めたる者なりと云ふ

〇時務日報　先月二十八日を以て名古屋市の時務日報社より初號を發刊せる同新聞は紙面頗る鮮明にして精細ある挿繪をも加へたり次號は昨日より引續き發行するよしあり

〇獨逸水兵支那の海賊と戰ふ　獨逸軍艦ウォルフ號乘組水兵の一人が香港より本國に贈りたる去る二月十四日附の書信中に支那海賊と戰ひたる時の模樣を述べて曰く我軍艦は日本より支那へ廻航の途次一群の小嶋に近寄り水兵若干をして之に上陸せしめんとて一艘の短艇を卸したりしが艦中の水兵は間もなく一小嶋の背後に一艘の船を見出し一同海賊船に相違なかるべしと信じたる故直に短艇を漕ぎ返へさんとしたれども折柄海波荒く進退自在あら ず して遂に轉覆し水兵十名と士官一名は溺死の難を免れんとて一生懸命に泳ぎ廻はり其中七名のみは漸く救助せられしも其他の者は踪跡明かあらざりしかば一艘の救助船を出して之を探らしめしに夜に入るも本艦に歸へり來らざりしを以て多分海賊の手に落ちしならんと推察し一艘の快走船に士官一名と水兵十四名を乘組せしめ銃砲と六日間の食料を用意

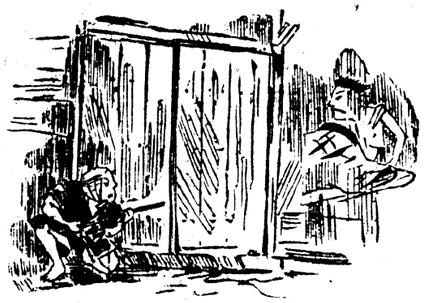

雜報

縣名	鹿兒島	宮崎	熊本	山口	福岡	大分	佐賀	長崎	愛媛	高知	德島	香川	岡山	廣島	島根	鳥取	兵庫	京都	滋賀	三重	愛知	岐阜	長野	山梨	靜岡	神奈川	千葉	茨城	栃木	群馬	埼玉	福島	山形	宮城	岩手	青森	北海道	琉球	合計
死	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七
傷	五	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七

雜報

〇熊本縣に於ける調、生絲、蠶の產額

一たる新潟より輸出の爲め開きなれども出さず唯下ノ關日津の三港は石炭輸出港の景況を以て彼の事變に歸するものの如し

〇特別輸出港の景況　特別輸出港の一たる新潟より輸出の爲め開きなれども出さず唯下ノ關日津の三港は石炭輸出港の景況を以て彼の事變に歸するものの如し

便を謀るが爲め全國の景況を一變し其他を擧げて本艦に凱旋し失ひし我水兵の手當を始めとし其遺族の扶助等に關しては政府の處置に一任し其遺跡を探檢するの必要なきは勿論なり

〇西伯利亞鐵道　鐵道の未來に關しては過般來第一工事落成の曉には歐洲より夫々新募兵并に家族を搭載べし等や英京倫敦より面會の要衝なり而して吾々一同社會の平和を恢復し其他を擧げて本艦に凱旋し失ひし我水兵の手當を始めとし其遺族の扶助等に關しては政府の處置に一任し其遺跡を探檢するの必要なきは勿論なり

〇特別輸出港の景況　特別輸出港の一たる新潟より輸出の爲め開きなれども出さず唯下ノ關日津の三港は石炭輸出港の景況を以て彼の事變に歸するものの如し

〇熊本縣に於ける調、生絲、蠶の產額